年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第九十三号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第五十二条及び第五十三条の規定に基づき、使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令を次のように制定する。

平成二十八年九月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令

（経理原則）

第一条　使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条　機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

２　機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

一　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に掲げる再処理等（同項第一号に掲げる再処理関連加工を除く。）に係る経理

二　法第二条第四項第一号に掲げる再処理関連加工に係る経理

三　その他の経理

３　機構は、前項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理をすることができる。

（予算の内容）

第三条　機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一　第七条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第八条第二項の規定による経費の指定

三　第九条第一項後段の規定による経費の指定

四　長期借入金及び短期借入金の借入限度額

五　その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条　収入支出予算は、第二条第二項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第六条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

２　機構は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（債務を負担する行為）

第七条　機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（支出予算の流用等）

第八条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第五条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

２　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、経済産業大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

３　機構は、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について経済産業大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（支出予算の繰越し）

第九条　機構は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越さなければならない。この場合において、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２　機構は、前項後段の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　機構は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を経済産業大臣に提出しなければならない。

４　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

（事業計画）

第十条　法第四十八条の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一　法第四十一条第一項第一号に規定する使用済燃料の再処理等に関する事項

二　法第四十一条第一項第二号に規定する拠出金の収納に関する事項

三　その他必要な事項

（資金計画）

第十一条　法第四十八条の資金計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一　資金調達の方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項